

## 第4章 その他



# 1 県税の変遷

税目	年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度
地 租 附 加 税	本税額の 200/100		地租土地賃貸価格 144/100～43.2/100	100/100	250/100	
家屋税附加税	本税額の 200/100		家屋税賃貸価格 25.5/100	125/100	250/100	
営業税附加税	本税額の 200/100		営業税利益 7.5/100			
鉱区税附加税	本税額の 10/100		1,000坪 2円～4円	鉱区税10円～20円	15円～30円	30円～60円
県民税法人	1法人 60円		540円	540円	700円	
県民税個人	1戸 60円		540円	540円	700円	
船 舶 税	1トン 5円～1円50銭		1種 1トン 5円～15円 2種 取得価格 25/1,000	60円～100円 5/100	60円～100円 5/100	
自 動 車 税	1両 40円～200円		1種 1両 100円～650円 2種 取得価格 25/1,000	1台 600円～3,500円 5/100	600円～3,500円 5/100	500円～14,200円
電 柱 税	1本(1基) 1円50銭～15円		5円～47円	11円～108円	11円～108円	
軌 道 税			1メートル 1円	3円	3円	
不動産取得税	価格の 25/1,000		25/1,000	10/100	10/100	
漁業権税 1種	漁業権1権利 3円～10円		20円～120円	20円～120円	200円～1,000円	評定賃貸料
漁業権税 2種	1件 5円～30円		第1種定額 120/100	120/100	100/100	10/100
狩 獵 者 税	狩猟免許税 20/100		50/100	狩猟免許件数 500円～2,400円	1,800円	3,600円
芸 妓 税	芸妓酌婦1人 4円～20円		4円～20円			
電話加入権税 1種	1件 30円～50円		90円～250円	57円～1,000円	電話税 1ヶ 57円～1,000円	
電話加入権税 2種	取得1件 50円		150円	600円	加入 300円	
木 材 引 取 税	1石 3円		3円	木材引取税 4/100	4/100	
牛 馬 税	1頭 10円		10円	家畜税 1頭 15円～75円	15円～75円	50円～150円
入 湯 税	1人1泊 25銭～50銭		1円～3円	1円50銭～10円	1円50銭～10円	
地 租 税	本税 10/100		3.2/100	2.3/100	4/100	
家 屋 税 割	本税 10/100		3.2/100	2.3/100	4/100	
営 業 税 割	本税 10/100		3.2/100	5.7/100	事業税割 4/100	
特別所得税割					特別所得税割 4/100	
遊 興 税			料理花代	10/100～75/100	遊興飲食税 10/100～75/100	40/100～100/100
ラ ジ オ 税			1個 2円50銭～5円	2円50銭～5円		
原 動 機 税			1馬力 1円50銭～5円	15円～30円	15円～30円	
果 樹 税			1本 5円～10円 收穫高 知事の定めた額	1貫 1円50銭～2円50銭 1反 80円～140円	3円～8円 1円50銭～2円50銭 80円～140円	3円～8円 1円50銭～2円50銭
事 業 税				法人所得 5/100～7.5/100 個人所得 5/100～7.5/100 (免税点) 4,800円	所得 5.7/100～8.6/100 収入金額 1.15/100 (免税点) 4,800円	法人所得 8/100～12/100 収入金額 2.4/100 (免税点) 25,000円
特別所得税				4/100～5/100 (免税点) 4,800円	4.6/100～5.7/100 (免税点) 4,800円	6.4/100～8/100 (免税点) 4,800円
鉱 産 税				販売価格 4/1,000	4/1,000	
入 湯 税				料金 20/100～50/100	20/100～50/100	40/100～100/100
酒 消 費 税				小売価格 2.5/100	2.5/100	
電 気 ガ ス 税				料金 1キロワット72円	5/100	
ミ シ ン 税				1台 100円～130円	100円～130円	

税目	年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度
事業税	普通法人	12/100	12/100	12/100	10/100～12/100	10/100～12/100
	特別法人	2.4/100	8/100	8/100	8/100	8/100
	収入金課税法人	1.6/100	1.6/100	1.6/100	1.5/100	15/100
	第1種事業	12/100	12/100	12/100	8/100	8/100
	第2種事業	8/100	8/100	8/100	6/100 第3種4/100	6/100 第3種4/100
	免税点	2万5千円	基礎控除 3万8千円	5万円	7万	10万円
特別所得税	第1種	6.4/100	6.4/100	6.4/100		
	第2種	8/100	8/100	8/100		
遊興飲食税	免税点	2万5千円	基礎控除 3万8千円	5万円		
	花代	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100
	料理店等	40/100	40/100	20/100	20/100	20/100
	宿泊・飲食	20/100	20/100	10/100	10/100	10/100
自動車税	乗用車	10,000円～15,000円	10,000円～15,000円	14,000円～20,000円	8,000円～60,000円	8,000円～60,000円
	トラック	7,600円～14,300円	7,600円～14,200円	8,400円～20,000円	4,000円～36,000円	4,000円～36,000円
	バス	8,000円～18,000円	8,000円～18,000円	14,000円～50,000円	20,000円～60,000円	20,000円～60,000円
	特殊自動車	8,000円～10,000円	8,000円～10,000円	11,200円～14,000円	三輪小型車 3,300円～4,300円 二輪小型車 1,500円～2,500円 軽自動車 1,500円 その他 8,400円～11,200円 (特例 積雪地帯で減額)	3,300円～4,300円 1,500円～2,500円 1,500円 8,400円～11,200円 (特例 積雪地帯で減額)
	小型自動車	1,000円～4,500円	1,000円～4,500円	1,400円～7,200円		
鉱区税	軽自動車	500円	200円			
	試掘権	千坪30円	30円	30円	30円	30円
	採掘権	千坪60円	60円	60円	60円	60円
漁業権税	砂鉱	千坪(1町)	30円	30円	30円	30円
	評定賃賃料	10/100				
狩猟者税	1件	3,600円	2,400円	1,800円～3,600円	1,800円～3,600円	1,800円～3,600円
果樹税	1本	4円～8円	4円～8円	4円～8円	4円～8円	4円～8円
	1貫	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭
家畜税	1頭	30円～150円	30円～150円	30円～150円	30円～150円	30円～150円
入場税	40/100～100/100	パチンコ場等1台 100円～750円	20/100～50/100 80円～750円	20/100～50/100 (29.5.17廃止) 80円～750円		
県民税	県民税法人均等割	600円			600円	600円
	県民税個人均等割	100円			100円	100円
不動産取得税	県民税個人所得割	所得税額の5%			所得税額の5%	所得税額の5%
	不動産取得税	3/100 控除額			3/100 新築住宅特例控除 100万円 住宅土地 60万円	3/100 100万円 60万円
県たばこ消費税				県たばこ消費税 小売価格 5/115	5/115	
娯楽施設利用税				娯楽施設利用税 舞踏場等	50/100	50/100
				ローラースケート場 パチンコ等 30円～400円	20/100	20/100 30円～750円

税目	年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
県民税	法人	均等割 600円 法人税割 5.4/100	600円 5.4/100	600円 5.4/100	600円 5.4/100	600円 5.4/100
	個人	均等割 100円 所得割 5.5/100	100円 6/100	100円 7.5/100	100円 8/100	100円 8/100
事業税	法人	収入金課税法人 1.5/100 特別法人所得 8/100 その他の法人 10/100～12/100 3以上の都道府県 で営業した出資額 500万円以上の法人 12/100	1.5/100 8/100 10/100～12/100 12/100	1.5/100 8/100 10/100～12/100 12/100	1.5/100 7/100～8/100 7/100～12/100 12/100	1.5/100 7/100～8/100 7/100～12/100 12/100
	個人	第1種事業 8/100 第2種事業 6/100 第3種事業 4/100 基礎控除 12万円	6/100～8/100 6/100 4/100 12万円	6/100～8/100 6/100 4/100 12万円	6/100～8/100 6/100 4/100 20万円	6/100～8/100 6/100 4/100 20万円
	不動産取得税	取得価格 3/100 控除額 新築住宅特別控除 100万円 住宅土地 60万円 免税点 1万円～10万円	3/100 100万円 60万円 1万円～10万円	3/100 100万円 60万円 1万円～10万円	3/100 100万円 60万円 1万円～10万円	3/100 100万円 60万円 1万円～10万円
	県たばこ消費税	小売価格 8/100	8/100	8/100	8/100	8/100
娯楽施設利用税	利用料金	舞踏場等 50/100 その他 10/100～30/100	50/100 10/100～30/100	50/100 10/100～30/100	50/100 10/100～30/100	50/100 10/100～30/100
	利用物件	パチンコ等 1台30円～400円	パチンコ等 1台30円～400円 ゴルフ場 1回200円	20円～310円 200円	20円～310円 200円	20円～310円 100円～300円 ゴルフ練習場 1回30円
遊興飲食税	花代	30/100				
	料理店等飲食	15/100 免税点 1人1回の料金 300円以下 1品の価格 150円以下	15/100 免税点 1人1回の料金 300円以下 1品の価格 150円以下	15/100 免税点 1人1回の料金 300円以下 1品の価格 150円以下	15/100 免税点 1人1回の料金 300円以下 1品の価格 150円以下	15/100 免税点 1人1回の料金 300円以下 1品の価格 150円以下
自動車税	乗用車	7,500円～60,000円	7,500円～60,000円	7,500円～60,000円	7,500円～60,000円	7,500円～60,000円
	トラック	4,000円～32,000円	4,000円～60,000円	4,000円～60,000円	4,000円～60,000円	4,000円～60,000円
鉱区税	バス	9,000円～40,000円	18,000円～45,000円	18,000円～45,000円	18,000円～45,000円	18,000円～45,000円
	三輪小型自動車	2,700円～5,000円	2,700円～10,000円	2,700円～10,000円	2,700円～10,000円	2,700円～10,000円
狩猟者税	二輪小型自動車	2,500円～3,000円	2,500円～3,000円			
	軽自動車	1,500円～3,000円	1,500円～3,000円			
固定資産税	その他	6,000円～17,000円 (積雪地の減額)	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円
	1件	1,800円～3,600円	1,800円～3,600円	900円～3,600円	900円～3,600円	900円～3,600円
果樹税	試掘権1千坪	30円	30円	30円	90円	90円
	採掘権1千坪	60円	60円	60円	180円	180円
家畜税	砂鉱権1千坪	30円	30円	30円	砂鉱権 河床1,000メートル 270円 100アール90円	270円 90円
	1頭	30円～150円	30円～150円			
軽油引取税	1kg	6,000円	8,000円	8,000円	10,400円	10,400円
	1kg	6,000円	8,000円	8,000円	10,400円	10,400円

税目	年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
県民税	均等割	600円	600円	600円	600円	600円
	法人税割	5.4/100	5.4/100	5.4/100	5.4/100	5.4/100
個人所得割	均等割	100円	100円	100円	100円	100円
	所得割	8/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100
事業税	収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	7/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	7/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
	第1種事業	6/100～8/100	5/100	5/100	5/100	5/100
第2種事業	6/100	4/100	4/100	4/100	4/100	
	第3種事業	4/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
事業主控除	20万円	20万円	20万円	22万円	24万円	
不動産取得税	取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	控除額	新築住宅特例控除 100万円 住宅土地 60万円 免税点 1万円～10万円	100万円 60万円 1万円～10万円	100万円 60万円 1万円～10万円	150万円 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする) 5万円～15万円	150万円 左同 5万円～15万円
県たばこ消費税	小売価格	本数×定率	本数×定率	本数×定率	本数×定率	本数×定率
娯楽施設利用税	利用料金	8/100	9/100	9/100	9/100	9/100
	利用物件	舞踏場等 15/100 その他 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100
料理飲食等消費税	パチンコ	20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円
	ゴルフ場1回	100円～600円	100円～600円	100円～600円	100円～600円	100円～600円
乗用車	バス	30円	30円	30円	30円	30円
	7,500円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～90,000円
トラック	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円
	8トンを超えるもの 1トン増すごとに 4,000円を加算した額	左同	左同	左同	左同	左同
バス	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円
	三輪小型自動車	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円
その他	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円
	試掘権100アール	90円	90円	90円	90円	90円
探掘権100アール	180円	180円	180円	180円	180円	
	砂鉱権	270円	270円	270円	270円	270円
河床1,000メートル	270円	90円	90円	90円	90円	
	100アール90円					
狩猟者税	900円～3,600円	900円～3,600円	狩猟免許税 450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
果樹税						
家畜税						
軽油引取税	1kg 12,500円	12,500円	12,500円	15,000円	15,000円	
入猟税			350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	

税目	年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度
県民税	(法人)均等割	600円	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円
	法人税割	5.8/100	5.8/100	5.8/100	5.8/100	5.8/100	5.8/100
	(個人)均等割	100円	100円	100円	100円	100円	101円
	所得割	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100
事業税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/101
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同
	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/101	
	(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
	第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
	事業主控除	25万円	27万円	27万円	27万円	32万円	36万円
	不動産取得税	取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
控除額			150万円	150万円	150万円	150万円	150万円
新築住宅特例控除			左 同	左 同	左 同	左 同	左 同
住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする)							
免税点	5万円～15万円	5万円～15万円	5万円～15万円	5万円～15万円	5万円～15万円	5万円～15万円	
県たばこ税	本数×定率	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100
娯楽施設利用税	利用料金						
	舞踏場等	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
娯楽施設利用税	その他	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100
	利用物件						
	パチンコ等1台		20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円
	ゴルフ場1回	150円～900円	150円～900円	150円～900円	150円～900円	150円～900円	150円～800円
ゴルフ練習場1回	30円	30円	30円	30円	30円	30円	
料理飲食等消費税	3,000円を超えるもの	15/100	15/100	15/100			
	3,000円以下のもの	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	旅館宿泊	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	”(基礎控除)	800円	800円	800円	800円	800円	1,000円
	”(免税点)	1,200円	1,200円	1,200円	1,600円	1,600円	1,800円
	飲食店(免税点)	600円	600円	600円	800円	800円	800円
自動車税	乗用車	6,000円～90,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～90,000円	6,000円～90,000円
	トラック	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円
	8トンを超えるもの	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同
	1トン増すごとに						
	24,000円に4,000円を加算した額						
	バス	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円
鉱区税	三輪小型自動車	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円
	その他	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,001円
	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同
	採掘	90円	90円	90円	90円	90円	90円
狩猟免許税	砂鉱	180円	180円	180円	180円	180円	180円
	砂鉱	90円	90円	90円	90円	90円	90円
狩猟免許税	450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	1,500円～4,500円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	3/100		3/100	3/100	3/100	3/100	
軽油引取税	免税点	10万円	10万円	10万円	15万円	15万円	
	1klにつき	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	
入猟税	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	

税目	年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
県民税	(法人)均等割	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	1,800円～6,000円	2,000円～20,000円
	法人税割	5.6/100	5.6/100	5.2/100 (49.5.1から)	5.2/100	5.2/100	5.2/100
事業税	(個人)均等割	100円	100円	100円	100円	300円	300円
	所得割	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100
不動産取得税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～9/100	6/100～9/100	6/100～9/100	6/100～9/100
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
	(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
	第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
	事業主控除	60万円	80万円	150万円	180万円	200万円	220万円
	取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	控除額	新築住宅特例控除 150万円 住宅土地 150万円が床面積 の2倍の価格(200 平方メートルを限度とする)	230万円	230万円	230万円	350万円	350万円
免稅点	5万円～15万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	
県たばこ消費税	本数×定率	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100
娯楽施設利用税	利用料金	舞踏場等 その他 10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	利用物件	パチンコ等1台 20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円	30円～500円
		ゴルフ場1回 150円～800円	200円～1,000円	200円～1,000円	100円～1,000円	100円～1,000円	400円～1,500円
		ゴルフ練習場1回 30円	30円	30円	30円	30円	30円～90円
		ボーリング場 1レーン 2,000円～53,700円 まじやん場1卓 200円～1,100円	2,000円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円
料理飲食等消費税	料理店・キャバレー・ カフェ・バー・飲食 店等	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	旅館宿泊	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	”(基礎控除) 1,000円	1,000円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
	”(免稅点) 1,800円 飲食店(免稅点) 900円	2,400円	2,400円	3,400円	3,400円	4,000円	
自動車税	乗用車	6,000円～90,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	7,000円～117,000円	7,000円～117,000円
	トラック	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～32,000円	6,000円～32,000円
	8トンを超えるもの 1トン増すごとに 4,000円～5,000円 を加算した額	左 同	左 同	左 同	左 同	8トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,600円～5,000円 を加算した額	左 同
	バス	11,500円～50,000円	11,500円～50,000円	11,500円～50,000円	11,500円～50,000円	11,500円～65,000円	11,500円～65,000円
	三輪小型自動車 3,200円～9,000円 その他 6,000円～17,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,700円～5,000円	3,700円～5,000円
鉱区税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	90円	90円	90円	90円	90円	180円
	採掘 ”	180円	180円	180円	180円	180円	360円
	砂鉱 ”	90円	90円	90円	90円	90円	180円
狩猟免許税	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	3,000円～9,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	免稅点 15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円
軽油引取税	1kℓにつき	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	19,500円	19,500円
						(51.4.1～54.5.31 までの暫定措置)	左 同
入猟税	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	2,000円～6,000円	



税目	年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
県民税	(法人)均等割	2,000円～200,000円	2,000円～200,000円	2,000円～200,000円	2,000円～200,000円	2,000円～200,000円	4,000円～300,000円
	法人税割	5.2/100	5.2/100	5.2/100	5.0/100	6.0/100(5.0/100)	6.0/100(5.0/100)
事業税	(個人)均等割	300円	300円	500円	500円	500円	500円
	所得割	2/100-4/100	2/100-4/100	2/100-4/100	2/100-4/100	2/100-4/100	2/100-4/100
不動産取得税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～9/100	6/100～9/100	6/100～9/100	6/100～9/100
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
	(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
	第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
	事業主控除	220万円	220万円	220万円	220万円	220万円	220万円
	取得価格	3/100	3/100	3/100	4/100	4/100	4/100
	控除額	新築住宅特別控除 350万円 住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする)	350万円	350万円	住宅については3/100 56.71～61.6.30までの取得に限る 420万円	左同	左同
免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	
県たばこ消費税	本数×定率	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100
娯楽施設利用税	利用料金	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	利用物件	パチンコ等1台 30円～500円 ゴルフ場1回 400円～1,500円 ゴルフ練習場1回 30円～90円 ボーリング場 1レーン 1,500円～53,700円 まあじやん場1卓 200円～1,500円	400円～1,500円	400円～1,500円	400円～1,500円	400円～1,500円	400円～1,650円
		30円～90円	30円～90円	30円～90円	30円～90円	40円～100円	
		200円～1,500円	200円～1,500円	200円～1,500円	200円～1,500円	200円～1,500円	
料理飲食等消費税	料理店・キャバレー・ カフェ・バー・飲食 店等	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	旅館宿泊	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	
	”(基礎控除) 2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,500円	
	”(免税点) 4,000円 飲食店(免税点) 2,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円 (58.1.1から) 4,000円	5,000円	
自動車税	乗用車	7,000円～117,000円	7,000円～129,000円	7,000円～129,000円	7,000円～129,000円	7,000円～129,000円	7,000円～129,000円
	トラック	6,000円～32,000円 1トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,600円～5,000円 を加算した額	6,000円～35,000円	6,000円～35,000円	6,000円～35,000円	6,000円～35,000円	6,000円～35,000円
	バス	11,500円～65,000円	11,500円～72,000円	11,500円～72,000円	11,500円～72,000円	11,500円～72,000円	11,500円～72,200円
	三輪小型自動車	3,700円～5,000円	3,700円～5,500円	3,700円～5,500円	3,700円～5,500円	3,700円～5,500円	3,700円～5,500円
鉱区税	試験100アル (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	180円	180円	180円	180円	180円	200円
	採掘	360円	360円	360円	360円	360円	400円
	砂鉱	180円	180円	180円	180円	180円	200円
狩猟者登録税	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,300円～10,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～53.3.31の 取得車)	左同	左同	左同	左同	左同	左同
軽油引取税	5/100 免税点 15万円 (49.4.1～53.3.31の 取得車)	5/100 15万円	5/100 15万円	5/100 15万円	5/100 15万円	5/100 15万円	5/100 15万円
	30万円	左同	左同	左同	左同	左同	
入猟税	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,200円～6,500円	
核燃料税	5%	5%	5%	5%	5%	7%	

税目	年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
県民税	(法人)均等割	10,000円～750,000円	10,000円～750,000円	10,000円～750,000円	10,000円～750,000円	10,000円～750,000円
	法人税割 (個人)均等割	6.0/100(5.0/100) 500円	6.0/100(5.0/100) 700円	6.0/100(5.0/100) 700円	6.0/100(5.0/100) 700円	6.0/100(5.0/100) 700円
事業税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得 その他の法人	6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100	6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100	6/100～8/100 ～12/100	6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100	6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100
不動産取得税	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
	(個人)第1種事業 第2種事業 第3種事業 事業主控除	5/100 4/100 3/100～5/100	5/100 4/100 3/100～5/100	5/100 4/100 3/100～5/100	5/100 4/100 3/100～5/100	5/100 4/100 3/100～5/100
県たばこ消費税	取得価格	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
	住宅については3/100 56.71～64.630までの取得に限る 新築住宅特例控除 420万円 住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする)	56.71～64.630までの取得に限る 450万円	住宅については3/100 56.71～64.630までの取得に限る 450万円	住宅については3/100 56.71～64.630までの取得に限る 450万円	住宅については3/100 56.71～64.630までの取得に限る 450万円	住宅については3/100 56.71～64.630までの取得に限る 450万円
娯楽施設利用税	免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
	本数×定率	10.3/100	従価割額 8.1% 従量割額 200円	従価割額 8.1% 従量割額 200円 但し61.51～63.31までは360円	従価割額 8.1% 従量割額 200円 但し61.51～64.31までは360円	左 同
料理飲食等消費税	利用料金	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	利用物件	パチンコ等1台 40円～550円 ゴルフ場1回 450円～1,650円 ゴルフ練習場1回 40円～100円 ホールン 1,500円～53,700円 まあじやん場1卓 200円～1,500円	40円～550円 450円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	40円～550円 450円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	40円～550円 450円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	40円～550円 450円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円 たまつき場1卓 400円～2,500円
自動車税	料理店・キャバレー・カフェー・バー、飲食店等	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	旅館宿泊	10/100 " (基礎控除) 2,500円 " (免税点) 5,000円 飲食店(免税点) 2,500円	10/100 2,500円 5,000円 2,500円	10/100 2,500円 5,000円 2,500円	10/100 2,500円 5,000円 2,500円	10/100 2,500円 5,000円 2,500円
鉱区税	乗用車	7,500円～148,500円	7,500円～148,500円	7,500円～148,500円	7,500円～148,500円	7,500円～148,500円
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,800円～6,300円を 加算した額	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同
狩猟者登録税	バス	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円
固定資産税	試掘100アール(※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	200円	200円	200円	200円
	採掘 "	400円	400円	400円	400円	400円
自動車取得税	砂鉱 "	200円	200円	200円	200円	200円
	自動車の取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
入猟税	軽自動車以外の 自家用車	(49.41～63.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (49.41～63.31の 取得車) 30万円	(49.41～63.31の 取得車) 5/100 15万円 (49.41～63.31の 取得車) 30万円	(49.41～63.31の 取得車) 5/100 15万円 (49.41～63.31の 取得車) 30万円	(49.41～68.31の 取得車) 5/100 15万円 (49.41～68.31の 取得車) 30万円	(49.41～68.31の 取得車) 5/100 15万円 (49.41～68.31の 取得車) 30万円
	1klにつき 24,300円 (但し54.61～63.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.61～63.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.61～63.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.61～63.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.61～68.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.61～68.31 までの暫定措置)
核燃料税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	
	7%	7%	7%	7%	7%	

税目	年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
県民税	(法人)均等割	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円
	(個人)均等割	6.0/100(5.0/100)	6.0/100(5.0/100)	6.0/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)
所得割	(法人)均等割	700円	700円	700円	700円	700円
	(個人)均等割	2/100・4/100 (利子割)	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100
事業税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
その他の法人	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	
第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	
	事業主控除	240万円	240万円	240万円	240万円	270万円
不動産取得税	取得価格	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
	住宅については3/100 56.7.1～4.6.30までの取得に限る 新築住宅特例控除 1,000万円 住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方米を限度とする)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	
	1,000本につき	1,000本につき	1,000本につき	1,000本につき	1,000本につき	
県たばこ税	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円	
	但し、旧3級品については当分の間1,000本につき	536円				
ゴルフ場利用税	1人1日につき	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円
	1人1日につき	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円
特別地方消費税	税率	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	免税点	料理店・飲食店等 5,000円	5,000円	(3.7.1から) 7,500円	7,500円	7,500円
自動車税	乗用車	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,800円～6,300円 を加算した額	6,500円～40,500円	6,500円～40,500円	6,500円～40,500円	6,500円～40,500円
バス	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円
鉱区税	試験100ゲール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	200円	200円	200円	200円
	採掘 "	400円	400円	400円	400円	400円
砂鉱 "	200円	200円	200円	200円	200円	
	狩猟者登録税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～5.3.31の 取得車)	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
免税点	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	
	(49.4.1～5.3.31の 取得車)	(2.4.1～5.3.31の 取得車)	(2.4.1～5.3.31の 取得車)	(2.4.1～5.3.31の 取得車)	(2.4.1～5.3.31の 取得車)	
軽油引取税	1klにつき	24,300円 (54.6.1～5.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同	左 同	24,300円 (54.6.1～5.11.30 までの暫定措置) 32,100円 (5.12.1～10.3.31 までの暫定措置)
	入猟税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円
核燃料税	7%	7%	7%	7%	7%	

税目	年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
県民税	(法人) 均等割 10,000円 ～750,000円 法人税割 5.8/100(5.0/100)		20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円
	(個人) 均等割 700円 所得割 2/100・4/100 (利子割) 5/100	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)
事業税	(法人) 収入金課税法人 1.5/100 特別法人所得 6/100～8/100 その他の法人 6/100～12/100 ～12/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 8/100～12/100		1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左 同 8/100～12/100	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左 同 8/100～12/100	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左 同 8/100～12/100
	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 270万円	5/100 4/100 3/100～5/100	5/100 4/100 3/100～5/100	5/100 4/100 3/100～5/100	5/100 4/100 3/100～5/100
地方消費税				(割設) 25/100	
不動産取得税	取得価格 4/100 住宅については3/100 56.71～7.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,000万円 住宅土地 150万円か床面積 の2倍の価格(200 平方米を限度とする)		4/100 住宅については3/100 57.71～10.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,000万円 左 同	4/100 住宅については3/100 57.71～10.6.30まで の取得に限る 1,000万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.71～13.6.30まで の取得に限る 1,200万円 左 同
	免税点 10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	
県たばこ税	1,000本につき 1,129円 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 536円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 692円	
ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	
特別地方消費税	税率 3/100 免税点 料理店・飲食店等 7,500円 旅館における宿泊を 伴う利用行為 15,000円 旅館における宿泊を 伴わない利用行為 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円	
	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン 増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	
鉱区税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	左 同	左 同	左 同	
	採掘 "	200円	200円	200円	
	砂鉱 "	400円	400円	400円	
狩猟者登録税	200円	200円	200円	200円	
固定資産税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	
自動車取得税	1.4/100 自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.41～10.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	1.4/100 3/100 (49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	1.4/100 3/100 (49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	1.4/100 3/100 (49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	
	軽油引取税	1klにつき 32,100円 (5.12.1～10.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同	左 同
入猟税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	
核燃料税	7%	7%	7%	7%	

税目	年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	
民 税	(法人) 均等割 20,000円 ～800,000円 法人税割 5.8/100(5.0/100)		20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	
	(個人) 均等割 1,000円 所得割 2/100・3/100 (利子割) 5/100		1,000円 2/100・3/100 5/100	1,000円 2/100・3/100 5/100	
事 業 税	(法人) 収入金課税法人 1.3/100 特別法人所得 5.6/100～7.5/100 その他の法人 5.6/100～8.4/100 ～11/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 7.5/100～11/100		1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100	
	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 270万円		5/100 5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	5/100 5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	
	地方消費税	25/100	25/100	25/100	
	不 動 産 取 得 税	取得価格 4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,200万円 住宅土地 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円		4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 1,200万円 左 同 10万円～23万円	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 1,200万円 左 同 10万円～23万円
		692円	692円	868円	
	県 た ば こ 税	1,000本につき 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 329円	1,000本につき 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 329円	1,000本につき 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 413円	
	ゴ ル フ 場 利 用 税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	
	特 別 地 方 消 費 税	税率 3/100 免税点 料理店・飲食店等 7,500円 旅館における宿泊を 伴う利用行為 15,000円 旅館における宿泊を 伴わない利用行為 7,500円		3/100 7,500円 15,000円 7,500円	3/100 7,500円 15,000円 7,500円
		7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	
	自 動 車 税	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円		7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円
200円		200円	200円		
鉱 区 税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円		
狩 猟 者 登 録 税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円		
固 定 資 産 税	1.4/100	1.4/100	1.4/100		
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円		3/100 (49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～10.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	
	1klにつき 32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同		
入 猟 税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円		
核 燃 料 税	7%	7%	7%		

税目	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
民 税	(法人)均等割 20,000円 ～800,000円 法人税割 5.8/100(5.0/100)	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円
	(個人)均等割 1,000円 所得割 2/100・3/100 (利子割) 5/100	1,000円 2/100・3/100 5/100	1,000円 2/100・3/100 5/100	1,000円 2/100・3/100 5/100 (配当割) 3/100 (株式等譲渡所得割) 3/100	1,000円 2/100・3/100 5/100 3/100
事 業 税	(法人)収入金課税法人 1.3/100 特別法人所得 5/100～6.6/100 その他の法人 5/100～7.3/100 ～9.6/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 6.6/100～9.6/100	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100	収入金課税法人 1.3/100 所得金課税法人 特別法人所得 5/100～6.6/100 その他の法人 5/100～7.3/100 ～9.6/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 6.6/100～9.6/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 3.8/100～5.5/100 ～7.2/100 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100
	(個人)第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円
地 方 消 費 税	25/100	25/100	25/100	25/100	
不 動 産 取 得 税	取得価格 4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,200万円 住宅土地 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする)	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで	3/100 15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100)	3/100 15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100)
	免税点 10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県 た ば こ 税	1,000本につき当分の間 868円 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 413円	1,000本につき当分の間 868円 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 413円	1,000本につき当分の間 969円 (15.7.1～)	1,000本につき当分の間 969円	
ゴ ル フ 場 利 用 税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	
自 動 車 税	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円
	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円
狩 猟 者 登 録 税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	-	
固 定 資 産 税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の 家用車 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円の (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～20.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～20.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～20.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～20.3.31の 取得車) 50万円	
	1klにつき 32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置)	左 同	32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置)	32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)	
軽 油 引 取 税	32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置)	左 同	32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)	32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)	
狩 猟 税	-	-	-	5,500円～16,500円	
入 猟 税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	-	
核 燃 料 税	7%	7%	価額割 10% 重量割 6,000円/kg	価額割 10% 重量割 6,000円/kg	

税目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
県民税	(法人)均等割	20,000円 ～800,000円 法人税割 5.8/100(5.0/100)	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算	
	(個人)均等割	1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	
	所得割	2/100・3/100	2/100・3/100	4/100	4/100	
	(利子割)	5/100	5/100	5/100	5/100	
	(配当割)	3/100	3/100	3/100	3/100	
	(株式等譲渡所得割)	3/100	3/100	3/100	3/100	
	事業税	(法人)収入金課税法人	1.3/100	1.3/100	1.3/100	OH20.9.30以前に開始する 事業年度 1.3/100 OH21.10.1以後に開始する 事業年度 0.7/100
所得金課税法人 特別法人所得		5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100 2.7/100～3.6/100	
その他の法人		5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 2.7/100～4/100 ～9.6/100 ～5.3/100	
3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上		6.6/100～9.6/100	左 同	左 同	左 同	
外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度)		所得割	3.8/100～5.5/100 ～7.2/100	3.8/100～5.5/100 ～7.2/100	3.8/100～5.5/100 ～7.2/100	1.5/100～2.2/100 ～2.9/100
付加価値割		0.48/100	0.48/100	0.48/100	0.48/100 0.48/100	
資本割		0.2/100	0.2/100	0.2/100	0.2/100 0.2/100	
(個人)第1種事業		5/100	5/100	5/100	5/100	
第2種事業		4/100	4/100	4/100	4/100	
第3種事業		3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	
事業主控除		290万円	290万円	290万円	290万円	
地方消費税		25/100	25/100	25/100	25/100	
不動産取得税		取得価格	土地、住宅 3/100	土地、住宅 3/100 20.3.31までの住宅以外の家屋の取得	土地、住宅 3/100 21.3.31までの住宅以外の家屋の取得 3.5/100	土地、住宅 3/100 24.3.31までの住宅以外の家屋の取得 4/100
	15.3.31までの取得の場合4/100 (住宅の場合3/100) 新築住宅特別控除 1,200万円 住宅土地 150万円か床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする)	1,200万円 左 同	1,200万円 左 同	1,200万円 左 同	1,200万円 左 同	
免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円		
県たばこ税	1,000本につき相当の間 969円 但し、旧3級品については 相当の間1,000本につき 461円	1,074円(H18.7.1～) 511円(H18.7.1～)	1,074円 511円	1,074円 511円		
	ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	
自動車税	乗用車	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同	
	バス	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	
鉱区税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	左 同	左 同	左 同	左 同	
	採掘 "	200円	200円	200円	200円	
	砂鉱 "	400円	400円	400円	400円	
		200円	200円	200円	200円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100		
自動車取得税	自動車の取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	
	軽自動車以外の家用車 (49.4.1～20.3.31の取得車) 5/100	5/100	5/100	5/100	5/100 (20.4.1～20.4.30の取得車) 3/100	
免税点	15万円 (2.4.1～20.3.31の取得車) 50万円	15万円 (2.4.1～20.3.31の取得車) 50万円	15万円 (2.4.1～20.3.31の取得車) 50万円	15万円 (2.4.1～30.3.31の取得車) 50万円		
軽油引取税	1klにつき	32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同	15,000円(※1:本則税率) 32,100円(※2:暫定税率)	
	狩猟税	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	
核燃料税	価額割	10%	10%	10%	10%	
	重量割	6,000円/kg	6,000円/kg	8,000円/kg	8,000円/kg	
産業廃棄物税	-	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)		





税目	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県民税	(法人)	均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100)	均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100)	均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100)	均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100)	均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 5.8/100(5.0/100)
	(個人)	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100
事業税	(法人)	収入金課税法人 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 0.7/100 所得金課税法人 特別法人所得 2.7/100～3.6/100 その他の法人 2.7/100～4/100 ～5.3/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 3.6/100～5.3/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 1.5/100～2.2/100 ～2.9/100 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	収入金課税法人 H27.4.1～H28.3.31に開始する事業年度 0.9/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 1.6/100～2.3/100 ～3.1/100 付加価値割 0.72/100 資本割 0.3/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	収入金課税法人 H28.4.1～H29.3.31に開始する事業年度 0.9/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 0.3/100～0.5/100 ～0.7/100 付加価値割 1.2/100 資本割 0.5/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	収入金課税法人 H28.4.1～H29.3.31に開始する事業年度 0.9/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 0.3/100～0.5/100 ～0.7/100 付加価値割 1.2/100 資本割 0.5/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	収入金課税法人 H28.4.1～R1.9.30に開始する事業年度 0.9/100 所得金課税法人 特別法人所得 3.4/100～4.6/100 その他の法人 3.4/100～5.1/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 0.3/100～0.5/100 ～0.7/100 付加価値割 1.2/100 資本割 0.5/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円
	(個人)	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100	均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 利子割 5/100 配当割 5/100 株式譲渡所得割 5/100
地方消費税		17/63	17/63	17/63	17/63	17/63
不動産取得税	取得価格	○土地、住宅 3/100 ○宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	○土地、住宅 3/100 ○宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	○土地、住宅 3/100 ○宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	○土地、住宅 3/100 ○宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	○土地、住宅 3/100 ○宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円
	免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県たばこ税	1,000本につき	860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 411円	860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 411円	860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 481円	860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 551円	930円 但し、旧3級品については1,000本につき 656円 (R1.10.1からは930円)
	ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円
自動車税	乗用車	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに4,700円～ 6,300円を加算した額
鉱区税	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	200円	200円	200円	200円
	採掘 "	400円	400円	400円	400円	400円
固定資産税	砂鉱 "	200円	200円	200円	200円	200円
	自動車取得税	自動車の取得価格 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H2.4.1～H30.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価格 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H2.4.1～H30.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価格 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H2.4.1～H30.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価格 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H2.4.1～H30.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価格 3/100 営業用の自動車及び軽自動車 2/100 免税点 15万円 (H2.4.1～H30.3.31の取得車) 50万円
軽油引取税	1klにつき当分の間 32.100円	1klにつき当分の間 32.100円	1klにつき当分の間 32.100円	1klにつき当分の間 32.100円	1klにつき当分の間 32.100円	
狩猟税	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	
核燃料税	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)	
産業廃棄物税	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	

2 累年税務職員数

区分	昭和44年		昭和45年		昭和46年		昭和47年		昭和48年		昭和49年		昭和50年		昭和51年		昭和52年		昭和53年		昭和54年		昭和55年		昭和56年		昭和57年		昭和58年		昭和59年		昭和60年	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員		
福 島	76	76	79	80	79	80	72	72	73	72	71	71	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	66	67	65	65	65	65	65	65	65	
桑 折	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
二 本 松	3	3	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
郡 山	62	62	65	65	66	66	68	68	68	68	68	68	65	64	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	65	65	64		
須 賀 川	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
石 川	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
三 春	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
白 河	19	19	20	20	20	20	20	20	20	19	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	19	20	20		
棚 倉	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
会 津	47	47	49	49	49	48	48	48	48	48	48	47	47	47	47	47	47	47	47	46	46	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45			
若 松	3	3	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
会津坂下	3	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
島 田	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
富 岡	23	23	24	24	24	24	23	23	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	24	24	25	25	25			
い わ き	55	55	55	55	55	55	53	53	53	52	54	53	52	52	52	51	53	53	53	53	53	53	53	53	52	52	52	52	52	51	51	51		
自 動 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
本 庁	24	24	24	29	24	29	34	34	20	20	21	21	21	21	20	20	20	20	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	22	22		
合 計	338	337	337	343	337	343	332	332	331	327	330	329	327	326	327	326	327	327	328	328	327	326	325	325	323	324	322	322	323	323	322	322	323	

区分	平成61年		平成62年		平成63年		平成64年		平成65年		平成66年		平成67年		平成68年		平成69年		平成70年		平成71年		平成72年		平成73年		平成74年		平成75年		
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	
福 島	65	65	64	62	64	63	64	63	60	59	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	
桑 折	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二 本 松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
郡 山	65	65	64	64	64	64	64	64	61	61	59	59	58	58	59	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
須 賀 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三 春	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
白 河	20	20	20	20	20	21	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	
棚 倉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会 津	45	46	44	44	44	44	44	44	42	42	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	
若 松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会津坂下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島 田	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
富 岡	25	25	25	25	26	26	26	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	28	28	28	28	28	
い わ き	51	51	50	51	50	51	50	51	47	48	46	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	
自 動 車	18	18	22	22	22	22	27	26	32	32	32	32	32	32	32	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	
本 庁	26	26	25	25	28	28	27	27	25	25	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	
合 計	323	324	322	321	326	327	331	330	324	324	320	320	319	319	318	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	

区分	平成6年		平成7年		平成8年		平成9年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員		
福 島	54	54	54	54	53	53	53	53	54	54	54	54	49	49	52	52	52	53	51	51	52	51	51	52	53	52	53.5	52	52.5	52	52.5	51	51	51	50	
北	54	54	54	54	53	53	53	53	54	54	54	54	49	49	52	52	52	53	51	51	52	51	51	52	53	52	53.5	52	52.5	52	52.5	51	51	51	50	
中	57	57	56	56	56	56	55	55	55	55	55	55	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	50	49	49.5	48	49.5		
南	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	23	21	21.5	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	20	20		
会 津	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	38	38	36	36	36	36	36	37	36	36	35	35	35	35	35	35	35	35	34	34	34	34	33	33		
南 会 津	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
相 双	27	27	27	27	27	27	27	27	28	28	28	28	27	27	27	27	26	27	26	27.5	26	26	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24	24		
い わ き	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	43	43	45	45	44	45	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	43	43	43	43	43	42	42		
自 動 車	31	31	31	31	30	31	30	31	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
本 庁	26	26	27	27	28	29	25	25	25	25	29	29	44	44	44	44	39	39	38	41	41	41	42	39	40	36	37	35	36	35	36	35	36			
合 計	309	309	309	309	308	310	308	310	306	306	305	305	295	295	285	285	283	289	276	279.5	273	273.5	277	278.5	277	279.5	275									

### 3 徴税費の状況

(単位:千円)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
税 収 入	予 算 額 イ	195,644,955	176,328,000	168,967,617	185,961,697	195,163,005	
	調 定 額 ロ	201,541,011	184,041,497	176,487,426	191,964,820	200,826,322	
	収 入 額 ハ	195,927,075	177,503,734	170,021,768	186,418,435	195,427,290	
徴 件 費	職 員 給	1,075,203	1,047,766	1,046,888	973,295	907,260	
	諸手当	超 過 勤 務 手 当	56,400	58,651	49,053	60,165	70,285
		税 務 手 当	57,530	53,332	49,571	48,432	48,484
		そ の 他 の 手 当	550,239	520,947	511,032	463,099	439,825
		小 計	664,169	632,930	609,656	571,696	558,594
	そ の 他 の 人 件 費	373,393	405,225	414,616	359,928	345,344	
	計 A	2,112,765	2,085,921	2,071,160	1,904,919	1,811,198	
	旅 費 B	6,566	4,657	2,216	4,335	4,219	
	需 用 費	需 用 費	86,393	84,666	82,293	77,437	76,986
		通 信 運 搬 費	101,857	98,692	93,492	93,528	93,082
備 品 費		0	0	0	5	0	
そ の 他		230,438	215,181	214,881	282,624	235,659	
計 C		418,688	398,539	390,666	453,594	405,727	
徴 収 取 扱 費	県民税	納 税 通 知 書 の 数 分	3,329,677	3,092,558	2,753,004	2,607,090	2,670,972
	の徴収	払 込 金 額 分	13,185	8,824	5,192	4,583	3,048
	取扱費	そ の 他	91,305	110,823	86,444	258,677	152,246
		小 計	3,434,167	3,212,205	2,844,640	2,870,350	2,826,266
費 取 扱 費 等	地 方 消 費 税	73,753	71,522	62,641	72,158	67,910	
	計	3,507,920	3,283,727	2,907,281	2,942,508	2,894,176	
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	5,685	5,061	4,155	4,225	4,487	
徴 収 取 扱 費 等	特別徴収	特 別 地 方 消 費 税	0	0	0	0	
	義務者	ゴ ル フ 場 利 用 税	2,507	2,445	2,254	1,405	1,835
	に対する	軽 油 引 取 税	560,049	548,445	565,299	563,189	584,954
	交付金等	小 計	562,556	550,890	567,553	564,594	586,789
	そ の 他	30,547	27,096	26,387	32,907	33,712	
	計 D	4,106,708	3,866,774	3,505,376	3,544,234	3,519,164	
合 計 A+B+C+D ニ		6,644,727	6,355,891	5,969,418	5,907,082	5,740,308	
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対予算額 ニ / イ	3.4	3.6	3.53	3.18	2.94	
	対調定額 ニ / ロ	3.3	3.45	3.38	3.08	2.86	
	対収入額 ニ / ハ	3.39	3.58	3.51	3.17	2.94	
徴 税 吏 員 数 等	吏 員	265	266	259	252	253	
	補 助 職 員 等	8	7	7	8	8	
	計 本	273	273	266	260	261	
	臨 時 職 員	6	15	32	42	44	
徴税職員1人当り徴税額 ハ / 本		717,682	650,197	639,180	716,994	748,764	
徴 税 吏 員 1 人 当 り 徴 税 費	人件費(含旅費)A+B/本	7,763	7,658	7,795	7,343	6,956	
	物件費(含報償費)C+D/本	16,577	15,624	14,647	15,376	15,038	
	計 ニ / 本	24,340	23,282	22,441	22,720	21,994	
事 務 所 数	税務事務のみを所管する事務所数	0	0	0	0	0	
	税務事務を併せて所管する事務所数	7	7	7	7	7	
	計	7	7	7	7	7	

(単位:千円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
税 収 入	予 算 額 イ	207,401,692	235,434,353	238,128,420	239,956,742	238,482,508		
	調 定 額 ロ	212,657,933	240,494,239	242,762,310	244,562,911	243,256,946		
	収 入 額 ハ	207,728,008	235,830,360	238,433,836	240,317,638	238,888,731		
徴 件 費 税 費 取 扱 費 等	人 件 費	職 員 給	947,407	950,542	937,642	927,378	899,498	
		諸手当	超 過 勤 務 手 当	73,458	78,583	69,949	58,885	57,879
			税 務 手 当	50,564	50,119	50,612	49,577	48,522
			そ の 他 の 手 当	447,253	450,342	456,237	459,510	451,989
			小 計	571,275	579,044	576,798	567,972	558,390
	そ の 他 の 人 件 費	350,625	341,739	343,186	343,323	325,807		
	計 A	1,869,307	1,871,325	1,857,626	1,838,673	1,783,695		
	旅 費 B	4,608	4,188	4,062	3,698	3,801		
	需 用 費	需 用 費	79,165	76,490	71,612	68,557	68,761	
		通 信 運 搬 費	93,617	93,623	88,399	89,555	86,327	
		備 品 費	0	0	0	4,849	5,325	
		そ の 他	299,676	503,884	270,616	286,449	268,007	
		計 C	472,458	673,997	430,627	449,410	428,420	
	徴 収	県民税 の徴収 取扱費	納 税 義 務 者 数 分	2,711,436	2,724,527	2,770,548	2,808,054	2,807,459
			払 込 金 額 分	2,274	1,592	1,542	1,240	2,695
そ の 他		そ の 他	225,886	283,512	182,712	132,306	194,047	
		小 計	2,939,596	3,009,631	2,954,802	2,941,600	3,004,201	
取 扱 費	地 方 消 費 税	85,207	116,090	119,685	139,448	134,817		
	計	3,024,803	3,125,721	3,074,487	3,081,048	3,139,018		
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	4,209	3,582	3,380	3,029	2,693		
等	特別徴収 義務者 に対する 交付金等	特 別 地 方 消 費 税	0	0	0	0	0	
		ゴ ル フ 場 利 用 税	1,975	1,768	1,949	1,943	1,792	
	そ の 他	軽 油 引 取 税	581,878	598,399	609,041	602,743	592,389	
		小 計	583,853	600,167	610,990	604,686	594,181	
計 D	3,638,227	3,760,042	3,717,831	3,718,780	3,764,010			
合 計 A+B+C+D	ニ	5,984,600	6,309,552	6,010,146	6,010,561	5,979,926		
徴 税 費 の 割 合	対予算額 ニ / イ	2.89	2.68	2.52	2.50	2.51		
	対調定額 ニ / ロ	2.81	2.62	2.48	2.46	2.46		
	対収入額 ニ / ハ	2.88	2.68	2.52	2.50	2.50		
徴 税 吏 員 数 等	吏 員	264	264	265	259	254		
	補 助 職 員 等	8	8	8	8	8		
	計 本	272	272	273	267	262		
	臨 時 職 員	27	15	6	13	12		
徴税職員1人当り徴税額	ハ / ホ	763,706	867,023	873,384	900,066	911,789		
徴 税 費	人件費(含旅費)A+B/ホ	6,889	6,895	6,819	6,900	6,823		
	物件費(含報償費)C+D/ホ	15,113	16,302	15,196	15,611	16,002		
	計 ニ / ホ	22,002	23,197	22,015	22,511	22,824		
事 務 所 数	税務事務のみを所管する事務所数	0	0	0	0	0		
	税務事務を併せて所管する事務所数	7	7	7	7	7		
	計	7	7	7	7	7		

#### 4 個人県民税完納市町村に関する調

区分 年度	現年課税分・滞納繰越分完納		現年課税分完納	
	市町村数	市 町 村 名	市町村数	市 町 村 名
20	4	鮫 川 村 (47) 檜 枝 岐 村 (44) 只 見 町 (4) 葛 尾 村 (1)		
21	3	鮫 川 村 (48) 檜 枝 岐 村 (45) 只 見 町 (5)		
22	3	鮫 川 村 (49) 檜 枝 岐 村 (46) 只 見 町 (6)		
23	2	鮫 川 村 (50) 檜 枝 岐 村 (47)		
24	3	鮫 川 村 (51) 檜 枝 岐 村 (48) 只 見 町 (1)		
25	4	鮫 川 村 (52) 檜 枝 岐 村 (49) 只 見 町 (2) 葛 尾 村 (1)	1	双 葉 町 (1)
26	3	檜 枝 岐 村 (50) 只 見 町 (3) 葛 尾 村 (2)	1	昭 和 村 (1)
27	3	檜 枝 岐 村 (51) 只 見 町 (4) 葛 尾 村 (3)		
28	2	檜 枝 岐 村 (52) 葛 尾 村 (4)	1	鮫 川 村 (1)
29	2	檜 枝 岐 村 (53) 葛 尾 村 (5)	5	鮫 川 村 (2) 昭 和 村 (1) 只 見 町 (1) 川 内 村 (1) 双 葉 町 (1)
30	2	檜 枝 岐 村 (54) 葛 尾 村 (6)	2	鮫 川 村 (3) 昭 和 村 (2)

(注) ( )内は、完納継続年次を表す。